

戸有て、夫を誘引するなり、客を直に廊より上る所もあり、又路次よりすぐに勝手へ入れ、當時のごとく二階へ上る家も有ける、家々に依て籬の外、そのギウ臺昔は三尺に六尺なりし、

〔東海道名所記六〕これ傾城町なり、世に島原京〇と名づく、〇中さて本町に入てみれば、隔子の内には、

金屏風はしらかし、葺碧盆に真刻、匂ひたばこなど、金銀のきせるとりそへ、池田炭を富士灰に埋み、時々伽羅梅花侍従など、おぼろにくゆらかし、〇中又はし傾城は、蜂の巢のごとくに、め

んめんちいさきつぼね、ひとつくをか、へて、門口には、なめし革にてとちたる、青のうれんをかけ、奈良火鉢、又は目のつぶれたる摺鉢に火をいけ、雁首のかたくじけたるに、たばことりそへ前におき、つくねんとして居るもあり、〇下略

樓號

〔蜘蛛の糸卷〕娼家に樓號の始

娼家に樓號を付はじめしは五明樓なり、扇屋五明ハ、墨河好事なりし故、樓號をつけしより同時に、鷄舌樓ハ、丁子屋、鷄舌、松葉屋を松葉樓、又は館といひしは、今すこしあるべし、うちつけにてをかしからず、玉屋を玉樓は、玉の字うごかしがたし、近來は、さまざまの樓號あるが中にも、大黒屋を甲子樓といひしは、いさゝかにや、五明、鷄舌、松葉の三軒は、今絶えたれば、獨り玉樓のみ光りをうしなはざるは、代々主人綿服にて、萬事素をつとむと聞く、以茲光を失はざるならん、返々も今いふせいたくは、亡家の毒水なり、若人たち慎むべし、文化の比に至りては、深川新地など、岡場所にて、大觀樓、百歩樓、杯似を犯せり、

娼家内規

〔兔園小説六〕新吉原京町壹丁目娼家若松屋の掟所謂めてた若松これなり

右若松屋の掟は、毎朝神棚の前へ、新造をはじめ子供残らず居並び、神棚に向ひ、皆同音に

おヲめエでエたう引

三べん

おありがたふ存じ奉ります

これも三べん